

泉 紳一郎

国立大学法人筑波大学理事・副学長



筑波研究学園都市を巡って

つくば市は、昨年、市制施行から20年を迎えたが、さらにもう少し長い時間的視点に立つと5年後の2013年が、筑波研究学園都市の計画決定から50年にあたる年になります。すなわち、これから5年は、つくばの最初の半世紀の最後の5年ということになります。創成期、科学万博の時期、そして現代という時代の推移、その中の街の変化、さらに市民や研究機関、大学、企業そこに働く人々あるいはこれらの組織そのものありさまも相当な変化がありました。いまここで歴史的経過を追いながら、その変遷を具体的にたどることはいたしませんが、このような中における特に大学や研究機関の立場での今後のあり方について、手短に私なりの所感を述べてみたいと思います。

筑波研究学園都市の形成が完成に至る中で、それぞれの機関が担当する研究分野においては多くの成果を上げる一方で、機関間の連携などによる集積効果を十分に発揮していく必要があるということがいわれて久しく、このためにさまざまな努力は傾注されていますが、この点は大きな課題として引き続き強く各方面から指摘されています。私は、こうした筑波研究学園都市の状況に関し、現代社会の複合性・多様性が、科学技術・学術の広い意味での拠点としてのつくばの存在を、従来いわれてきた「集積」という以上に、ユニークなものにするのではないかと考えています。

地球環境問題はじめ現代社会が抱える諸課題に対処するには、多様な分野・領域の知見や能力、そしてその研究成果に基づく新しい技術などを、問題意識・目的意識の共有化を図りながら柔軟に結集するとともに、その適用にあたっての様々な障壁を、県や市などのより現場に近い行政の適切な関与を得ながら、市民や企業の主体的参加の下に解決していくという取り組みが不可欠であると考えます。この意味において先ほどふれたつくばのユニークさが出てくるのではないか、そして、このような取り組みを成し遂げていくためのキーワードは「自立」と「結束」ということになるのではないかと思っています。大学についていえば、もとより大学は自立的な問題意識の下に教育研究を行うというのがその本来の役

割ですが、改正教育基本法は第7条に特に大学に関する条項を新たに設け、教育研究の成果の提供による社会の発展への寄与すなわち「社会貢献」ということを明記しました。大学がなすべき事実上の最大の社会貢献は教育機関として有為な人材を輩出することにあるのでしょうか、ここでいう「社会貢献」とは、大学がその活動成果を自らの権能や資源に基づいて、より直接的に、また顕在的に社会還元するということでありましょう。そして「社会貢献」にあたっては、これは大学に限ったことではありませんが、まずは自立的にどうあるべきか、何ができるか、何をするかを示すことが重要であります。

さらに、現代社会の諸問題はそれぞれの組織が守備範囲の中で頑張るだけでは十分な対処ができないことが多く、先ほど述べたように問題意識・目的意識を一致させながら結束してことにあたることが不可欠になります。このことが円滑に進むためには、制度論が必要になりますが、研究所の独法化・非公務員化、大学の法人化により、大枠は準備されています。

「自立」と「結束」という観点でもう一つつくばがユニークな点は、大学や研究所がつくばに所在する事業場であり、研究者・教員や従業員それらの家族、そして大学については在学する学生もあわせれば、非常に大きな人数が住民あるいは勤務者などを構成しているということです。高い専門的知識と能力を有するこれらの機関等の構成員が「自立」と「結束」を図り、また、つくば所在機関の構成員であることを深く認識しながら、取り組もうとする課題の広がりについて、専門分野を超えた关心と見識を醸成していくことは、大きな力になるでしょう。

すでに、筑波研究学園都市において、地球環境問題への対応はじめ、いくつかの現代社会的諸課題に関し、以上繰々述べたような動きが進展しつつあります。その中で大学に身を置くものとしては、大学の総合性を活かした役割をそれぞれの専門を超えた視点と行動の中で果たしていくよう努めることだと思っています。

いずみ・しんいちろう

昭和29年島根県生まれ 昭和52年東京大学工学部卒業、同年科学技術庁入庁 平成元年外務省在フランス日本大使館一等書記官、平成15年文部科学省大臣官房会計課長、平成16年同高等教育局担当審議官等歴任 平成18年4月より現職。